

○箱根町附属機関設置条例

令和元年12月23日

条例第17号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定による附属機関の設置に
関しては、別に定めがあるものを除き、この条例の定めるところによる。

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表に掲げるものを置く。

(委任)

第3条 附属機関の組織、所掌事務及び運営に関し必要な事項は、当該附属機関の属する執
行機関が定める。

附 則 抄

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(箱根町総合計画審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 箱根町総合計画審議会条例(昭和42年箱根町条例第3号)
- (2) 箱根町公営事業計画審議会条例(昭和38年箱根町条例第15号)
- (3) 箱根町特別職報酬等審議会条例(昭和40年箱根町条例第4号)
- (4) 箱根町水道事業運営協議会条例(昭和39年箱根町条例第10号)
- (5) 箱根町下水道運営協議会条例(平成13年箱根町条例第15号)
- (6) 箱根町消防審議会条例(昭和44年箱根町条例第14号)

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に別表の附属機関の欄に掲げる附属機関に相当する合議体(以下
「従前の合議体」という。)の委員である者は、この条例の施行の日に別表の附属機関の
欄に掲げる附属機関の委員に委嘱され、又は任命されたものとみなす。この場合において、
その委嘱され、又は任命されたものとみなされる者の任期は、同日における従前の合議体
の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

別表(第2条関係)

附属機関の属す る執行機関	附属機関	設置目的	委員の数

町長	箱根町総合計画審議会	総合計画に関する必要な事項について調査審議すること。	10人以内
	箱根町行財政改革有識者会議	行財政改革の推進に関する必要な事項について調査審議すること。	6人以内
	箱根町観光まちづくりの充実・維持に関する検討会議	観光まちづくりに係る施策を推進するための財源のあり方について調査に係る財源のあり方に関する検討会審議すること。	9人以内
	箱根町まち・ひと・しごと創生有識者会議	箱根町人口ビジョン及び総合戦略に関する必要な事項について調査審議すること。	15人以内
	箱根町公営事業計画審議会	観光資源の保護とその適性利用のほか広く公益性追求の目的をもつ箱根町に適した公営事業計画を策定するため、必要な事項について調査審議すること。	10人以内
	箱根町特別職報酬等審議会	特別職の報酬等の額について調査審議すること。	7人以内
	箱根町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画管理委員会	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に関する必要な事項について調査審議すること。	11人以内
	箱根町地域福祉計画策定委員会	地域福祉計画の策定に関する必要な事項について調査審議すること。	12人以内
	箱根町町営住宅入居者選考委員会	箱根町町営住宅条例(平成9年箱根町条例第14号)に基づき、入居者の選考について調査審議すること。	8人以内
箱根町障がい者福祉計画策定委員会	障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の策定に関する必要な事項について調査審議すること。	14人以内	

箱根町健康増進計画・食育推進計画策定委員会	健康増進計画・食育推進計画の策定に関する必要な事項について調査審議すること。	15人以内
箱根町自殺対策計画策定委員会	自殺対策計画の策定に関する必要な事項について調査審議すること。	10人以内
箱根町水道事業運営協議会	水道計画及びその実施に関する必要な事項について調査審議すること。	10人以内
箱根町下水道運営協議会	下水道計画及びその実施に関する必要な事項について調査審議すること。	7人以内
箱根町消防審議会	消防組織機構その他消防行政に関し必要な事項について調査審議すること。	9人以内